

# 18 選挙

## 郵便等による不在者投票

### 〔対象者〕

- ・身体障害者手帳をお持ちの方  
両下肢、体幹、移動機能の障害 1級又は2級  
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 1級又は3級  
免疫又は肝臓の障害 1級から3級
- ・戦傷病者手帳をお持ちの方  
両下肢、体幹の障害 特別項症から第2項症まで  
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 特別項症から第3項症まで
- ・介護保険の被保険者証をお持ちの方  
要介護状態の区分 要介護5

### 〔手続き〕

郵便投票を行うには、あらかじめ『郵便等投票証明書』の交付を受けてください。住民票のある区の選挙管理委員会に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えてお申込ください。手続きが終わりましたら、区の選挙管理委員会から『郵便等投票証明書』が届きます。それを添えて投票日の4日前までに投票用紙を請求し、できるだけ投票日前日までに記載済みの投票用紙が到着するように区選挙管理委員会に郵送してください。証明書の有効期限は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の方が7年、要介護5の方は、要介護認定の有効期間の末日までです。

### 〔窓口〕

各区役所 選挙管理委員会

### 【代理記載制度】

※さらに、郵便等による不在者投票ができる方で次の要件にも該当する方は、あらかじめ『郵便等投票証明書』を添えて、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に代理記載人を届け出ることによって、代理記載人が本人に代わって投票の記載をすることができます。

#### 《対象者》

- ・身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級として記載されている方
- ・戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までとして記載されている方

## 点字投票・代理投票

### 〔対象者〕

ご自分で字を書くことが困難な方

### 〔内容〕

点字ができる方は、点字投票ができます。投票所には、点字器のほか、点字の候補者氏名等の掲示物、補助照明等を用意しています。

また、ご自分で字を書くことが困難な方は、投票所の係員が代筆で投票用紙に記入する代理投票ができます。投票の秘密は固く守られます。

投票所では、車椅子に座ったままで投票ができる特設記載台も設置しています。

### 〔窓口〕

各区役所 選挙管理委員会

## 点字・声版の北九州市長選挙のお知らせ

### 〔対象者〕

目の不自由な方

### 〔内容〕

北九州市長選挙の選挙公報を点訳した「点字版選挙のお知らせ」及び音訳した「音声版選挙のお知らせ」（デイジー、カセットテープ）をそれぞれ点字市政だより、声の市政だよりの利用者及び希望者に送付します。

### 〔窓口〕

北九州市選挙管理委員会行政委員会事務局（TEL 582-3071・FAX 582-3016）